

第4次大野城市人権教育・啓発基本指針（案）の概要

第1章 はじめに

○趣旨と経緯

豊かな人権文化のまちづくりを目指し、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進していくために、第1次を平成22年3月に策定し、第3次まで改定を重ねてきたもの。

本指針は、市民意識調査等を実施しながら、5年ごとの見直しを行うことが定められており、令和6年8月に実施した大野城市人権問題市民意識調査の結果を受け、今回、改定を行うもの。

第2章 人権教育・啓発の推進

○あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を進めていくうえで、就学前施設、学校、家庭、地域、企業（職場）のそれぞれの場における、取り組むべき課題や果たすべき役割を示したもの。

○人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

総合的に取り組むべき3つの課題（教育・啓発活動の推進、人材の育成と活用の充実、情報提供の充実及び強化）に関して、取り組みの方向性を示したもの。

第3章 分野別施策の推進

次の各人権課題についての、現状、市の取り組みと課題、今後の方向性などについて示したもの。第4次より、課題横断的な人権課題に対する取組を追加した。

○同和問題

○女性に関する問題

○子どもに関する問題

○高齢者に関する問題

○障がいのある人に関する問題

○外国人に関する問題

○働く人に関する問題

○様々な人権問題

（H I V感染者等に関する問題、ハンセン病患者・元患者及びその家族に関する問題、刑を終えて出所した人に関する問題、犯罪被害者等に関する問題、北朝鮮によって拉致された被害者等に関する問題、ホームレスに関する問題、性的指向及び性自認に関する問題、人身取引に関する問題、アイヌの人々に関する問題）

○課題横断的な人権課題に対する取組

（インターネットによる人権侵害に関する問題、災害等の非常時における人権問題）

第4章 推進体制等

全庁的な推進体制のもと、本指針を推進していくとともに、国、県、関係団体との連携を図っていく。また、本指針について、引き続き、市民意識調査等を実施しながら、5年ごとの見直しを行っていくこととしたもの。